

令和8年8月27日からの大雨に伴う災害で被害にあわれた方へ 被災者支援のお知らせ

11月
開始

令和8年8月27日からの大雨に伴う災害により被災された市民の皆さまが、一日でも早く、安全・安心な生活を送ることができるよう、各種支援制度などをご案内します。

被災者生活再建支援金・住まいの再建支援

住まいの支援窓口
☎22-7196

①被災者生活再建支援金

り災証明書の発行を受けた世帯に対し、その区分に応じて支援金を支給します。

(1)基礎支援金

被災された人の生活再建を支援。

◆支給対象 一部損壊以上

◆基礎支援金の額 下表参照

◆申請期限 令和9年9月27日

(2)加算支援金

被災自宅の再建方法に応じて支給。

◆支給対象 半壊以上

◆加算支援金の額 下表参照

◆申請期限 令和11年9月27日

②住まいの再建支援

被災世帯の再建方法と工事費などに応じて補助金を支給します。

◆支給対象 準半壊以上

◆補助金額 再建に要した費用の10/10の額を補助（上限額あり・下表参照）

※賃貸の場合は、初期費用（敷金などの諸費用と当初家賃など）が対象となります。

◆り災区分別の被災者生活再建支援金・住まいの再建支援金額一覧

区分	①被災者生活再建支援金(※1)			②住まい再建 (上限額)	合計 (①+②)
	基礎支援金	加算支援金 (※2) (※3)			
全壊 ・ 半壊解体(※4)	100万円	建設・購入	200万円	最大100万円	最大400万円
		補修	100万円	最大50万円	最大250万円
		賃貸	50万円	最大25万円	最大175万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	最大100万円	最大350万円
		補修	100万円	最大50万円	最大200万円
		賃貸	50万円	最大25万円	最大125万円
中規模半壊	35万円	建設・購入	100万円	最大100万円	最大235万円
		補修	50万円	最大50万円	最大135万円
		賃貸	25万円	最大25万円	最大85万円
半壊	25万円	建設・購入	100万円	最大100万円	最大225万円
		補修	50万円	最大50万円	最大125万円
		賃貸	25万円	最大25万円	最大75万円
準半壊	15万円	—		最大100万円	最大115万円
				最大50万円	最大65万円
				最大25万円	最大40万円
一部損壊	7万円	—			7万円

※1 1人世帯は、記載額の3/4の支給額となります。

※2 加算支援金は、自己負担がある場合が対象となります。

※3 賃貸は公営住宅を除きます。

※4 半壊解体は、半壊以上の住家を自費で全部解体した場合に対象となります。（一部解体は対象外）

市独自支援

県1/2・市1/2支援

生活家電の購入支援 住まいの支援窓口 ☎22-7196

被災により生活家電が使用不能となった世帯に対し、生活家電の購入支援をします。

◆ 支給対象

一部損壊以上

◆ 補助金額

1世帯につき、補助対象家電を各1台まで
対象家電1台あたり2万円（上限）

・準半壊以上：最大6万円

・一部損壊：最大2万円

◆ 補助対象家電

り災区分	補助対象家電
(床上)準半壊以上	冷蔵庫・洗濯機・エアコン
(床下)一部損壊	エアコン

11月
開始

被災自動車見舞金 住まいの支援窓口 ☎22-7196

被災により個人所有の自動車が水没・浸水したことで、廃車や修理となった人に見舞金を支給します。

◆ 支給対象

被災により自動車が水没・浸水し、

廃車や修理が必要となった人

対象自動車は発災時に車検切れでない自動車

(道路運送車両法上の普通、小型、軽)

※対象外：二輪車、原動機付自転車、特殊自動車など

◆ 見舞金額

廃車・修理となった自動車1台につき3万円

(1台につき1回限り)

11月
開始

市税・保険料の減免について

令和8年8月27日の大雨により被災された下表の条件に該当する人は、減免を受けることができます。
(詳細は各担当課までお問合せください)

税・保険料	条件 (り災証明書の被害の程度)	申請	減免期間	担当課
市・県民税	準半壊以上 (り災住家の所有者・所得制限あり)	不要	令和8年度納期未到来分 (2～4期)	税務課 (☎22-1113)
固定資産税 都市計画税	準半壊以上	不要	令和8年度納期未到来分 (3・4期)	
国民健康保険税	準半壊以上 (所得制限あり)	不要	令和8年度納期未到来分 (2～9期)	市民窓口課 (☎22-7194)
後期高齢者 医療保険料	準半壊以上 (所得制限あり)	要(※)	令和8年8月相当分～ 令和9年7月相当分	
介護保険料	準半壊以上	不要	特徴 10月・12月・2月分(3回) 普徴 8～3月分(8回)	地域包括ケア推進室 (☎22-5314)

※後期高齢者医療保険料の減免対象者については、申請案内を送付します。

■ 証明書などの交付手数料を免除します(被災に伴う手続きに限る)

※罹災(被災)証明書の提示が必要です。



詳細はこちらから

災害廃棄物仮置場の再延長について

災害廃棄物仮置場の開設を **10月31日(土)** まで再延長します。 **※金・土・日のみ開設**

受付時間 8:30～12:00、13:30～16:00



被災した住家に対する各種支援制度や、ご自宅での居住ができなくなった人への一時的な住まいに関する相談など“住まいの支援窓口”で受け付けています。また、市に関する情報は、市ホームページ、LINE、安全・安心メールにて発信しています。



住まいの支援窓口

0767-22-7196

時間 9:00～16:00

(土日祝も実施)

場所 羽咋市役所2階



市ホームページ



公式LINE



安全・安心メール